

# 事業者等による地域貢献活動を推進する条例制定にかかる経緯・背景等について

## 1. 地域貢献活動の推進にかかる経緯・背景

### 取組の現状

県民の生活を支える小売・サービス業

- 地域密着型産業であり、地域社会との十分な連携が必要
- まちづくりのために地域社会への積極的な貢献が求められる

このニーズに応えるため

### 愛知県の取組

<p>あいち商店街活性化プラン 2025 の策定 (計画期間 2022～2025 年度)</p> <p><u>商店街が行うまちづくりの取組を促進</u></p> <p>【県からの支援】</p> <p>商店街や商工会等が行う地域コミュニティの担い手としての取組に対して、補助金の交付など重点的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業振興事業費補助金</li> <li>・げんき商店街推進事業費補助金</li> </ul>	<p>愛知県商業・まちづくりガイドライン(※)の策定 (2007年10月策定)</p> <p><u>大規模小売店舗が行うまちづくりの取組を促進</u></p> <p>【県からの働きかけ】</p> <p>自主的な地域貢献の取組を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくり活動の中心となる担い手となる公共的団体(商工会や振興組合等)への加入や協力</li> <li>・雇用の確保 ・防犯や防災への取組 など</li> </ul>
---	--

※「愛知県商業・まちづくりガイドライン」の概要 (参考資料5参照)

- ・大規模小売店舗の適正立地の誘導 (適正立地の考え方の明示、市町村の取組促進)
- ・事前協議のルール化 (立地法に基づく届出に先立ち 出店概要書を徴求)
- ・地域貢献計画の策定 (地域貢献計画書の提出、地域貢献懇談会の開催、実施状況の報告)

### 更なる取組の必要性

- 新型コロナウイルス感染症の影響、物価高騰による消費マインドの低下
  - ⇒ 中小小売・サービス事業者を取り巻く環境が厳しくなっており、地域商業の更なる活性化が求められる
- 地域商業の活性化には、まちの魅力をさらに高めることが必要
- 地域の魅力を高めるためには、まちづくりに不可欠な事業者による地域貢献活動をより一層活性化させることが必要

### 対応

- ・小売業及びサービス業の長期的な発展と魅力あるまちづくりの実現を目指して、大規模小売店舗を含む事業者、地域商業団体、県民、市町村、県など多様な主体の、より積極的な連携による地域貢献活動への取組を推進
- ・各主体の責務・役割、市町村の取組への県の支援

これらを盛り込んだ条例制定を検討

2. 他都道府県、県内市町村の条例制定の状況 (参考資料6・7参照)

【都道府県】 14 道府県

区 分	自 治 体
理 念 条 例 (8 府 県)	栃木県、埼玉県、神奈川県、富山県、静岡県、大阪府、奈良県、大分県
諸計画の届出手続きを含む条例(6 道 県)	北海道、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、鳥取県

【県内市町村】 3 市

区 分	自 治 体
理 念 条 例 (1 市)	豊田市
諸計画の届出手続きを含む条例(2 市)	名古屋市、半田市 ※碧南市(規程)、稲沢市(要綱)

3. 「地域貢献活動」の定義(仮) (取組例は参考資料3・4参照)

ここでいう「地域貢献活動」とは、他道県市の条例の定義などを参考としたうえで、一旦、以下の通り定義することとします。

地域社会に貢献する自発的な活動であって豊かで住みよいまちづくりに資するもの

<参考1：他道県市の条例での地域貢献活動の定義>

- ・ 地域におけるまちづくりの推進に寄与する活動 (北海道)
- ・ 自発的に行う地域社会に貢献する活動 (岩手県)
- ・ 自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動 (福島県)
- ・ 地域に貢献する自発的な活動であって豊かで住みよいまちづくりに資するもの (栃木県)
- ・ 小売業に属する事業を営む者が自主的に行うまちづくりの推進に寄与する取組 (新潟県)
- ・ まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する自主的な活動 (名古屋市)

<参考2：愛知県商業・まちづくりガイドラインの地域貢献活動に関する記述>

大規模小売店舗の地域貢献については、事業者があくまで自発的に行うことが原則であり、強制することはできませんが、地域貢献に熱心な大規模小売店舗が地域の消費者に支持される仕組みをつくることは、豊かで住みよいまちづくりを推進するとともに、地域との共生を深めることにつながり、事業者にも利益のある取組みです。(同ガイドライン 4 ページ)